

小規模事業者等緊急支援給付金【交付要領】

（申請期間） *申請手続の詳細は、1ページ以降をよくご確認ください。

申請受付開始：2020年5月 1日（金）＜交付要領公表＞

受付締切：2020年6月30日（火）[郵送：締切日当日消印有効]

（申請書類一式の郵送による提出先・お問い合わせ先）

室蘭市緊急経済対策室

〒051-8530 室蘭市海岸町1-4-1

電話番号 0143-50-6640

◇申請書類一式（5ページ参照）は、郵送によりご提出ください。

◇問い合わせの対応時間は、8:45～17:15（平日）となります。

※5月2日から5月6日までは、窓口はお休みですが、電話によるお問い合わせに対応いたします。

※本交付要領をご覧いただき、そのうえでご不明な点があれば、お問い合わせください。

申請書様式は、室蘭市ホームページに掲載のほか、よつてけ浜町（中央町）、ぷらっとてついち（輪西町）、蘭東支所（東町）、中島ほっとな一、中島飲食店組合（中島町）、ハック（白鳥台）、室蘭商工会議所などにも備え付けております（施設の事情によりお休みしている場合があります）。

2020年5月

室蘭市

〔目次〕

I. 本制度について	1
1. 制度の目的	1
2. 交付対象者	1
3. 給付金の上限と計算方法	2
4. 申請手続	3
5. 交付の通知	3
II. 留意事項（申請にあたっての注意点）	4
III. 申請時提出資料	5

I. 本制度について

1. 制度の目的

この制度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020年1月から4月までの間、特に大きな影響を受けた市内に本店、支店、事業所、営業所等を構えている小規模事業者等（医療法人、農業法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人など会社以外の法人を含み、またフリーランスや個人事業主も含まれます）に対して、事業の維持・継続を下支えする緊急支援として給付金を交付するものです。

2. 交付対象者

本制度は全従業員の少ない事業者を対象としています。

給付金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するかたです。

- (1) 前年以前より事業を開始していること。
 - ・申請日現在、継続して事業を行っており、廃業及び解散・清算手続きをしていないこと。
- (2) 前年以前より室蘭市内に事業所等を有し、かつ事業を開始しており、申請日現在、室蘭市内の事業所等を閉店していなく、今後も事業継続する意思があること。
 - ・室蘭市内の事業所等に前年の売上げがあること。
- (3) 室蘭市内の事業所等に係る売上高が、2020年1～4月のうち前年同月と比較し30%以上の減収となった月のある事業者等であること。（3. 給付金の上限と計算方法を参照）
- (4) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織若しくは団体に該当しない事業者等であること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者等に該当しないこと。
- (6) 室蘭市内外を問わず、常時使用する従業員数が5人以下の事業者等であること。

◎ 次の人は常時使用する従業員に含みません

- ① 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）
- ② 個人事業主本人 および 同居の親族従業員
- ③ 申請時点で、育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員
 - ※ 法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者
- ④ 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者 等

・日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）

・所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※1）」の所定労働時間に比べて短い者

※1 「通常の従業員」について

通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断します。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員は、「パートタイム労働者」とし、常時使用する従業員に含めません。

「パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

※ 従業員数は室蘭市内外全ての事業所等での全人数が5人以下を対象とし、売上高の対象は市内事業所分の（市内事業所が複数の場合は月毎で合計した）売上高となります。

※ 市外事業者で市内に複数事業所がある場合、申請書には代表とする1店名のみ記載してください。

3. 給付金の上限と計算方法（市内事業所分の売上高が対象となります）

給付額は1万円単位として20万円を超えない範囲で、2019年の1月から4月までの売上高合計から、2020年1月から4月までの間で売上高が前年同月比で最も減少した月（前年同月比30%以上の減少率となることが条件）の売上高に4を乗じて得た額を差し引いた額となります。

◎ 計算方法（下記各項目の「売上高」は売掛金を含み、室蘭市内事業所等の合計となります。）

○ 前年の売上げがない方や、令和2年1月以降の事業開始は申請の対象外となります。

1 2020年1月から4月までの間で売上高が前年同月比で最も減少した月・・・A

① 売上高が最も減少した月が前年同月比で減少率30%未満だった場合は、1～4月までの減少率30%以上となる他の月を選択することとなります。

② 新規出店や休業などの事由で、前年同月を比較できる月がひとつもない場合は、1～4月までのうち最も売上高が少ない月を選択します。

2 A月の売上高 ……B

3 2019年A月の売上高 ……C

① 新規出店や休業などの事由で前年同月の売上げ実績が出せない場合、1～4月のうち実績のある月がある場合は、ある月の月平均額で代用します[小数点以下切り捨て]。

② 新規出店や休業などの事由で1～4月の実績が全て無い場合は、5～12月の売上げ実績のある月平均額で代用します[月平均額は小数点以下切り捨て]（この場合、2019年5～12月の月平均額を算出できる資料を添付してください）。

4 減少率 $100 - (B \div C \times 100) = 30 \leq$ 【30%以上の場合支給要件を満たす】

（※ $(B \div C \times 100)$ は小数点以下切り上げ）

5 2019年1月～4月までの売上高合計 ……D

① 新規出店や休業などの事由で一部の月の売上げ実績が出せない場合、1～4月のうち実績のある月がある場合は、ある月の月平均額×4か月で代用します[月平均額は小数点以下切り捨て]。

② 新規出店や休業などの事由で1～4月の実績が全て無い場合は、5～12月の売上げ実績のある月平均額×4か月で代用します[月平均額は小数点以下切り捨て]（この場合、2019年5～12月の月平均額を算出できる資料を添付してください）。

6 2020年みなし売上高 $B \times 4 =$ ……E

7 認定減収額 $D - E =$ ……F

8 給付金申請額 ……F（※千円以下切り捨てとし20万円を上限）

4. 申請手続

給付金の交付を受けようとするかたは、室蘭市小規模事業者等緊急支援給付金交付申請書を記載し（裏面または次頁の従業員名簿（申請時現在の人員の住所・氏名をお書きください）や同意書及び誓約書の記載を忘れないようお願いいたします）、次に掲げる書類を添付し、**郵送**で提出していただくこととなります。

（Ⅲ．申請時提出資料を参照）

- （1）2019年確定申告書の写し（非課税などで確定申告をしていないかたは令和2年度分市民税・道民税申告書の写し、そのほかはご相談ください）
- （2）個人事業主の場合は、（1）に関する収支内訳書の写し、または所得税青色申告決算書の写し
- （3）法人の場合は、（1）に関する法人事業概況説明書の写し
- （4）**室蘭市内の事業所等に係る**2019年及び2020年の1～4月の帳簿の写し
（帳面・売上台帳・決算書・試算表など、様式や税込・税抜は問いません）
- （5）給付金振込口座がわかる部分の預金通帳（キャッシュカードでも可）の写し
- （6）個人の場合は、本人確認書類の写し
（顔写真付きマイナンバーカード、免許証など。保険証など顔写真のないものは2点必要。）

5. 交付の通知

申請者に対して、交付または不交付の結果を郵送で通知します。交付決定をした際には、すみやかに給付金を振り込みます。

II. 留意事項（申請にあたっての注意点）

本制度に係る留意事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認のうえ、ご理解いただいたうえでの申請をお願いいたします。

1. 申請内容や誓約内容が虚偽であることが明らかな場合、不正受給が行われた場合には、交付決定取消や交付済み給付金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。
2. 申請者は、本交付要領、ウェブサイト等の案内に記載のない細部については、室蘭市からの指示に従うものとします。
3. 給付を受けた金銭は、現在のところ課税所得として雑収入に計上していただくこととなります。
4. 本制度に提出された個人情報、当該給付金の交付の遂行に使用する目的以外には使用しないものとします。
5. 「別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であることを誓約すること。

※ 本件は、申請書裏面の「同意書及び誓約書」の本文において誓約いただくことを申請時の必須条件とさせていただきます。

別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項

当方（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の交付の申請をするにあたって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

Ⅲ. 申請時提出資料

(ご自身での確認のため、用意できた提出物の□に☑ (チェック) を付けましょう。)

	提出物	必要部数	備考
申請者全員	<input type="checkbox"/> 室蘭市小規模事業者等緊急支援給付金交付申請書 (2 ページ)	原本 1 部	
個人事業者の場合	<input type="checkbox"/> 2019年所得税確定申告書【第一表(税務署受付印のあるもの)、第二表、収支内訳書(1・2面、受付印は不問)または所得税青色申告決算書(1～4面、受付印は不問)】、確定申告書を提出していない場合は令和2年度分市民税・道民税申告書(受付印のあるもの) <input type="checkbox"/> 室蘭市内の事業所等の売上高がわかる2019年1～4月の帳簿等 <input type="checkbox"/> 室蘭市内の事業所等の売上高がわかる2020年1～4月の帳簿等 <input type="checkbox"/> 振込先の銀行口座の通帳等 <input type="checkbox"/> 本人確認書類(顔写真付きマイナンバーカード、免許証など。保険証など顔写真のないものは2点必要。)	写し 1 部	<p>◇所得税確定申告を電子申告をした方は、「メール詳細(受信通知)」を印刷したものを受付印の代用として添付してください</p> <p>◇所得税確定申告書を書面提出した方で表紙に受付印がない場合には、税務署が発行する、「納税証明書(その2:所得金額の証明書)」(コピー可)を追加で提出してください。</p> <p>◇決算期を一度も迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印のあるものか「メール詳細(受信通知)」を印刷したものを添付)</p>
法人の場合	<input type="checkbox"/> 2019年法人税確定申告書【表紙(税務署受付印のあるもの)】、法人事業概況説明書(1・2面、受付印は不問) <input type="checkbox"/> 室蘭市内の事業所等の売上高がわかる2019年1～4月の帳簿等 <input type="checkbox"/> 室蘭市内の事業所等の売上高がわかる2020年1～4月の帳簿等 <input type="checkbox"/> 振込先の銀行口座の通帳等	写し 1 部	<p>◇法人税確定申告を電子申告をした方は、「メール詳細(受信通知)」を印刷したものを受付印の代用として添付してください。</p> <p>◇法人税確定申告書を書面提出した方で表紙に受付印がない場合には、税務署が発行する、「納税証明書(その2:所得金額の証明書)」(コピー可)を追加で提出してください。</p> <p>◇決算期を一度も迎えていない場合は、法人設立届出書の写し(税務署受付印のあるものか「メール詳細(受信通知)」を印刷したものを添付)</p>

※ これによらない特定非営利活動法人などの場合はご相談ください。